

承認第 3 号

専決処分事項の承認について

和解に係る損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 25 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 木下 善之

専決処分について

下記のとおり和解に係る損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により市長において専決処分する。

平成25年8月13日 専決

橋本市長 木下 善之

記

相手方	_____
損害賠償の額	709,659円
事故の概要	平成25年7月17日午前11時30分頃、橋本市北馬場地内において、京奈和自動車道高架下を走行し、十字路に進入した際、右方から直進してきた相手車輦と衝突した。この事故により双方の車両が破損するとともに、相手方が負傷した。当方に負傷者はいなかった。